

# 経済安全保障①

## ——経済安全保障リスク

弁護士  
鈴木 潤 Jun Suzuki

### I はじめに

本連載の第1回では、近年における国際経済秩序の変容とそうした中での経済安全保障政策の推進状況を俯瞰した。

本連載は、第2回以降しばらくの間は、経済安全保障に焦点を絞ることとし（その後、通商に関する議論に進む予定である）、筆者らが企業からの相談に対応する中で築いた実務経験も踏まえながら、経済安全保障上の実務的課題について検討を行っていく。この第2回においては、企業が留意すべき経済安全保障リスクを取り上げる。

### II 企業の責務としての経済安全保障対応

2026年は、企業にとって経済安全保障の位置づけが大きく変わる年となる。2025年以前は、原則として、経済安全保障対応は企業が任意に行うものであった。経済安全保障推進法や外為法等に定められた法規制さえ遵守していれば、それ以上の経済安全保障対応を実施する

かどうかは、企業の自主性に委ねられた。

他方、2026年以降は、経済安全保障対応は、企業の責務として位置付けられる。

第1回で言及したとおり、2026年1月に経産省が公表済の経済安全保障経営ガイドライン<sup>1</sup>は、全ての企業を名宛人として、経済安全保障対応が役員の善管注意義務を構成するものと位置付けており、経済安全保障対応の懈怠によって会社に損害を生じさせた場合、役員は会社や株主から責任追及を受けるおそれがある。

また、本稿執筆中現在、金融庁及び東京証券取引所は、コーポレートガバナンス・コードの改訂案についてパブリックコメントを実施している<sup>2</sup>。同改訂案では、「取締役会は、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべき」との従前からの原則について、新たな解釈指針による趣旨の明確化が行われており、「サイバーセキュリティリスク、国際的な経済安全保障を巡る環境変化等の地政学的要因によるサプライチェーン途絶リスク及び技術等の情報流出リスクへの対応」がリスク管理体制の整備に当たっての考慮要素に含まれ得ること、並びに当該リスクへの対応等が適切に行われるべきことを明示している。同コードに定められた各原則を実施するか

1 経済産業省貿易経済安全保障局「経済安全保障経営ガイドライン（第1版）」（2026年1月23日）〈<https://www.meti.go.jp/press/2025/01/20260123004/20260123004-1r.pdf>〉

2 金融庁＝株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード改訂案の公表について」（2026年4月10日）〈<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260410.html>〉